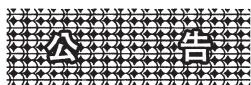


に、「又は同条第5号」を「若しくは同条第5号」に、「第14条第3項又は第39条の11第1項」を「第43条第3項若しくは第71条第1項」に改め、「した数」の次に「又は精神障害者のなかに同法第72条の6に規定する精神障害者である短時間労働者がいる場合には、同条において準用する同法第71条第1項の規定により算定した数」を加える。

第3第1項中「随意契約」の次に「(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する契約を除く。第8において同じ。)」を加え、同第3第2項中「いう。」を「いい、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する契約によるものを除く。」に改める。

雇用・人財育成課



公告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成18年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

銘柄	償還額	償還公債番号		償還期日
		100万円券		
平成8年度第2回公債	999,000	5662～ 28306～ 30970～	5994 28638 31302	平成18年 3月24日
平成9年度第2回公債	945,000	11656～ 23311～ 25516～	11970 23625 25830	同上
平成10年度第2回公債	690,000	1611～ 4371～ 9661～	1840 4600 9890	同上
平成11年度第2回公債	300,000	1901～ 3701～ 7801～	2000 3800 7900	同上
平成8年度第4回公債	1,239,000	1240～ 13217～ 39236～	1652 13629 39648	平成18年 4月25日
平成9年度第3回公債	615,000	8611～ 10046～ 10866～	8815 10250 11070	同上
平成10年度第3回公債	510,000	8161～ 8501～ 14621～	8330 8670 14790	同上
平成8年度第5回公債	296,000	1925～ 3405～	2072 3552	平成18年 5月25日
平成9年度第5回公債	109,000	982～	1090	同上
平成10年度第5回公債	377,000	1509～	1885	同上

2 支払場所 現物債は券面記載の支払場所
登録債は指定支払場所

財政改革チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成17年度災害対策本部室マルチビジョン修繕
- (2) 業務箇所名
長野県庁 西庁舎災害対策本部室
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期限
平成18年3月30日
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026(235)7183

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成17年3月9日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
- (3) 開札の日時及び場所
長野県危機管理室危機管理・消防防災課

ア 日時 平成17年3月10日 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年2月27日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人安曇野東山包美術館

3 代表者の氏名

師岡昭二

4 主たる事務所の所在地

長野県北安曇郡池田町大字会染7700番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、岡秀行コレクションの展示と共に安曇野を愛する芸術家の作品の展示に関する事業を行い、地域の文化、産業の振興に貢献し、情操豊かな夢と希望のある社会の創造に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月27日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ宮田店

上伊那郡宮田村3328ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上伊那農業協同組合

伊那市大字伊那部4291

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

上伊那農業協同組合

伊那市大字伊那部4291

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年10月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,614平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数	66台
--------------	-----

(2) 駐輪場の収容台数	20台
--------------	-----

(3) 荷さばき施設の面積	174平方メートル
---------------	-----------

(4) 廃棄物等の保管施設の容量	21立方メートル
------------------	----------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
上伊那農業協同組合	午前8時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	利用可能時間帯
1	午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数	6か所
-------------------	-----

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばき可能時間帯
1	
2	
3	
4	
5	
6	午前6時から午後7時まで

8 届出年月日

平成18年2月9日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課
- 10 縦覧の期間
平成18年2月27日から平成18年6月27日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成18年2月27日

長野県知事 田中康夫

1 募集団地

(1) 県営住宅の所在地等

団地名	所在地	構造	住戸規模	募集戸数 (うち評価選考枠)
上新井	松川町	中層 準耐火 木造 3階建	1DKY(車イス生活者向け) 62.3m ² (洋間(11m ²)、DK、浴室)	5戸 (2戸)
			2DKY(車イス生活者向け) 71.5m ² (洋間(11m ²)×2間、DK、浴室)	3戸 (1戸)
			2DKY 62.3m ² (6畳、洋間(11m ²)、DK、浴室)	8戸 (3戸)
			3DKY 71.5m ² (6畳、洋間(10m ² 、11m ²)、DK、浴室)	4戸 (1戸)

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額

入居者の収入(月額) (公営住宅法施行令 第1条第3号に規定する収入)	家賃(月額)			
	1DKY (車イス生活者向け) 62.3m ²	2DKY (車イス生活者向け) 71.5m ²	2DKY 62.3m ²	3DKY 71.5m ²
円 0～123,000	円 21,600	円 24,800	円 21,600	円 24,800
123,001～153,000	26,200	30,100	26,200	30,100
153,001～178,000	31,000	35,600	31,000	35,600
178,001～200,000	35,800	41,100	35,800	41,100
200,001～238,000	41,300	47,400	41,300	47,400
238,001～268,000	47,400	54,400	47,400	54,400

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居予定日
長野県下伊那地方事務所 建築課	平成18年3月1日(水) から平成18年3月10日 (金)まで	平成18年4月1日 (土)

2 入居等の資格

- (1) 県内に居住し又は勤務場所を有する方
- (2) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻予約者を含む。)がある方
- (3) 住宅に困窮している方
- (4) 収入が一定基準以下の方
- (5) 評価選考枠への申込は、生活保護、心身障害者、母子(寡夫・多子を含む。)、老人、引揚者などの世帯に限られます。

3 申込方法

- (1) 提出書類
 - ア 県営住宅入居申込書(用紙は、最寄りの地方事務所又は長野県ホームページにあります。)
 - イ 住民票の写し
 - ウ 収入状況を証明する書類
 - エ その他事実を証明する書類
 - ・ 婚姻予約者は両親等関係者の証明書
 - ・ 評価選考応募者は、生活保護受給者証明書、母子世帯証明書、障害者手帳の写し等評価選考応募者の資格要件を満たしていることを証する書類
 - ・ 車イス生活者向け住宅応募者は、車イス使用を証する書類(障害者手帳の写し等)
- (2) 申込戸数
1世帯につき、1戸

4 選考方法及び入居の許可

- 入居者の決定は、次の評価選考又は抽選選考により選考し、入居を許可します。また、補欠入居選考予定者を決定します。
- (1) 評価選考の場合は、申込時に提出された県営住宅入居申込書及び優先入居申込書の内容により、住宅困窮度を評価して選考し、入居を許可します。
 - (2) 抽選選考の場合は、申込者の数が募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選考し、入居を許可します。

- (3) 補欠入居選考予定者を決定し、(1)又は(2)により選考された者が入居しない場合は、補欠入居選考予定者を選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問合せは、長野県下伊那地方事務所建築課又は長野県住宅部住宅課にしてください。

住宅課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年2月27日

長野県上小地方事務所長 田中利明

1 許可番号 平成17年9月2日

長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小県郡丸子町大字下丸子字老町田399-1、399-2、400-2、401、402-1の内、402-4、411-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小県郡丸子町大字下丸子401

長野オートメーション株式会社

代表取締役 山浦誠司

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年2月27日

長野県上伊那地方事務所長 牛越徹

1 許可番号 平成17年6月20日

長野県上伊那地方事務所指令16上伊地建第31-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡南箕輪村10437-1番地、10437-2番地

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡南箕輪村4825-1番地

南箕輪村土地開発公社 理事長 唐木一直

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年2月27日

長野県松本地方事務所長 田野尻正

1 (1) 許可番号 平成18年1月6日

長野県指令17建第3-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家200-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科高家199 高山美恵子

2 (1) 許可番号 平成17年10月31日

長野県松本地方事務所指令17松地建第35-10号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市堀金鳥川5025-1、5026-1、5026-4、5026-6、

5027-1、5028-2、5032-1、5032-2、5032-3、5033-1、

5033-2、5033-3、5033-5、5034、5143-2、5143-3、5143-

4、5147-1、5147-2、5147-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町900

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

3 (1) 許可番号 平成17年11月11日

長野県指令17建第3-10号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科南穂高727-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科南穂高813-1 望月秀高

4 (1) 許可番号 平成17年8月31日

長野県松本地方事務所指令17松地建第35-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市穂高有明9713-28、9713-29、9719、9720、9721、9722

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市本庄2-3-18

有限会社アサカワ工務店 代表取締役 浅川哲也

建築管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年2月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月12日 (水)	午後1時 から	千曲会場	千曲市大字栗佐 1548-1 千曲警察署	60名
4月19日 (水)	午後4時 まで	木曾会場	木曾郡木曾町新開 2324-1 木曾警察署	45名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を

添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年2月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月26日 (水)	午前10時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市三輪1-6-15 長野中央警察署	50名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取り扱い	2時間	(所要時間60分)

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）と

します。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切れます。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月27日

長野県松本空港管理事務所長 伝田 誠

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
松本空港灯火施設保守管理業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所
松本市大字空港東8909
長野県松本空港及び周辺
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本業務と同様の業務の実績又は類似業務の実績があること。
- (5) 県内に本社、支社、支店、営業所等がある者であること。
- (6) 緊急時、早急に現場へ到着できる者であること。
- (7) 通年の監視業務が可能な者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月30日 午前10時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月30日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午前10時とします。

イ 場所 長野県松本空港管理事務所

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月15日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課